

1. 件名：福島第一原子力発電所における循環注水冷却・滞留水等に係る定例会
2. 日時：令和5年10月13日（金）10時00分～11時45分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
正岡企画調査官、椎名係長、石井安全審査官、山下専門職、横山係長、元嶋専門職
佐藤室長補佐（テレビ会議システムによる出席）
福島第一原子力規制事務所
松本原子力運転検査官（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当8名（うち7名はテレビ会議システムによる出席）
プロジェクトマネジメント室 担当1名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、資料に基づき定例の報告内容に加えて、以下の説明があった。
 - 蒸発濃縮装置ノッチタンクの濃縮廃液移送の進捗について
 - 原子炉格納容器内窒素封入設備の構成変更及び窒素ガス分離装置C取替について
 - 第4回ALPS処理水海洋放出に向けた仮設移送について
- 原子力規制庁は、上記説明について確認するとともに、以下のとおりコメントした。
 - <蒸発濃縮装置ノッチタンクの濃縮廃液移送の進捗について>
 - 年度末の移送完了を目標とすることだが、作業進捗については引き続き報告すること。
 - <原子炉格納容器内窒素封入設備の構成変更及び窒素ガス分離装置C取替について>
 - 工程スケジュールについて、合理的な理由がない限りは、原則申請から認可までは6か月は見積もった上で全体のスケジュールを検討すること。
 - 環境法令に基づく申請・届出要否を確認すること。
 - 申請に当たっては、変更申請前後における窒素ガス分離装置の設計思想について説明すること。たとえば、原子炉格納容器内への窒素供給量や不活性雰囲気維持の監視をどのように行っているのか、電源構成の多重化のみならず、電源システムの機器の故障に係る異常の検知やその拡大防止措置、窒素ガス分離装置の遠隔起動・停止に係る考え方、設備仕様上から窒素純度の記載を削除する理由等について整理した上で示すこと。
 - <第4回ALPS処理水海洋放出に向けた仮設移送について>
 - 移送元のタンクにスラッジが含まれている原因について、調査・分析を行い、結果を整理した上で今後説明すること。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- 蒸発濃縮装置ノッチタンクの濃縮廃液移送の進捗について
- 原子炉格納容器内窒素封入設備の構成変更及び窒素ガス分離装置C取替について
- 第4回 ALPS 処理水海洋放出に向けた仮設移送について
- 循環注水冷却スケジュール
- 使用済燃料プール対策 スケジュール
- 燃料デブリ取り出し準備 スケジュール

以上